

五監公告第3号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月10日

五 泉 市 監 査 委 員
浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

スポーツ推進課

3. 監査の期間

令和8年1月27日～令和8年2月20日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
<p>令和6年4月に改正された五泉市行政財産目的外使用料条例 別表備考1の規定では、使用期間が1月に満たない行政財産目的外使用料は、年間使用料を日割り計算し、消費税相当額を加え算定することとしているが、14日間にわたる村松プール脇用地の目的外使用を許可する際、消費税額加算の見落としによる使用料の算定誤りが見られる。</p> <p>直ちに差額分使用料の納付を求めるとともに、再発防止策を講じられたい。</p>	<p>五泉市行政財産目的外使用料条例の算定方法を課員に周知し、法令順守の再確認を行いました。また、算定誤りのあった申請者へ丁寧な説明を行い、差額分について納付してもらうこととしております。</p> <p>今後は、このようなことがないよう複数人による確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>